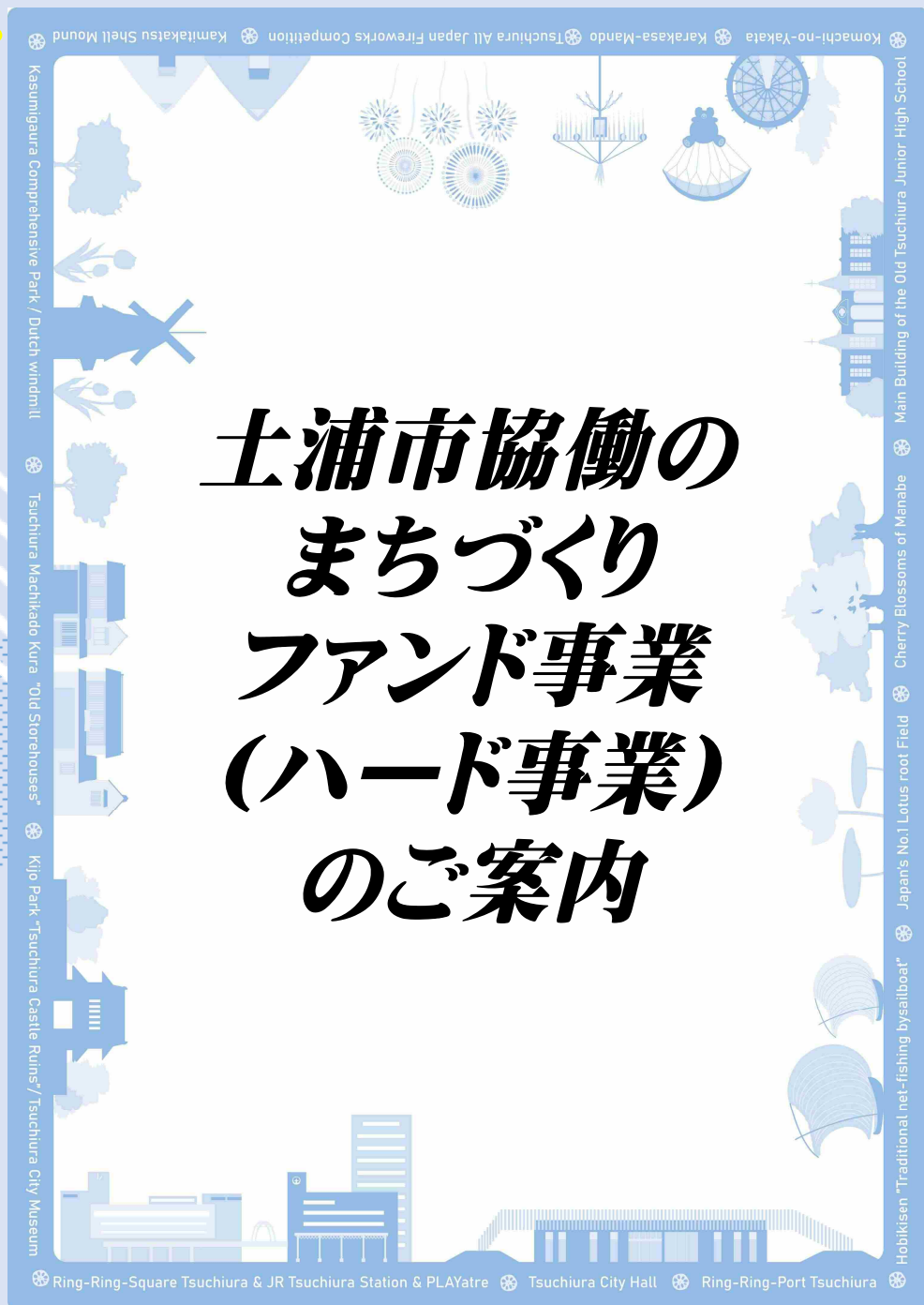




土浦市では、市民によるまちづくり活動を積極的に支援するために、「土浦市協働のまちづくりファンド」から、一定の条件を満たすまちづくり活動に対し補助を行っています。この案内は、本事業のうち、主にハード事業の内容について記載したものです。



土浦市 都市計画課

土浦市協働のまちづくりファンドとは

「土浦市協働のまちづくりファンド」は、市民によるまちづくり活動を積極的に支援する仕組みです。一定の条件を満たすまちづくり活動に対し、本ファンドから補助を行っており、対象事業は、ソフト事業及びハード事業になります。そのうち、ハード事業には「市民提案事業」と「景観・歴史的風致形成事業」があります。

ハード事業のあらまし

	市民提案事業	景観・歴史的風致形成事業
対象事業	市民団体が主体となって行う、地域の活性化や魅力づくりのための事業	蔵や町家の保全・活用のほか、歴史的な意匠での新築・改築に助成を行う事業
対象者	市民団体等	物件所有者等
対象地域	市内全域	歴史的風致地区等
補助率	4/5 以内	3/4 以内
補助限度	500 万円	700 万円

ご利用までの流れ

① まずはお相談ください



電話、メール、窓口にて都市計画課までご相談ください。

④ 補助金の交付決定



補助金の交付を申請いただき、交付を決定します。

② 事業認定申請書の作成

作成にあたっては、都市計画課がサポートいたします。



⑤ 補助金の概算払

補助金は交付決定後に概算でお支払いすることが可能です。



③ 取組内容の審査



関係者間において取組内容の審査を行い、事業の採択を決定します。

⑥ 事業の実施・実績報告



事業を実施いただき、実績報告、補助金の精算をしていただきます。

市民提案事業のご案内

本事業は、市民の方の「まちを良くしよう」という様々なご提案に対して補助を行うものです。地区やNP0などのまちづくり活動を行う団体を対象にしており、地域の魅力向上や地域の活性化などに資するハード事業にご利用いただけます。事業の認定については、協働のまちづくりファンド運営委員会での審査を経て実施します。なお、既存の補助制度があるものはご利用いただけません。

市民提案事業	
対象事業	市民団体が主体となって行う、地域の活性化や魅力づくりのための事業
対象者	市民団体等
対象地域	市内全域
補助率	4/5 以内
補助限度	500 万円

地域の魅力向上

- ・空き店舗の活用
- ・休憩所の設置
- ・まちなか案内所の設置

地域の活性化

- ・地域情報案内板の設置
- ・交流スペースの整備

福祉活動

- ・子育て支援施設の整備
- ・高齢者支援施設の整備

利用者の声



事業名称

交流サロン（ZUTTO Tsuchiura）
の整備（H27実施）

事業概要

空き店舗を活用して、交流サロンを整備しました。内装工事、外装工事、空調設備、電気設備などの工事などを行い、空き店舗をリノベーションしました。

社会的に孤立し、困難や不安を受けている女性を支援する場として活用しています。細かい相談支援や居場所の提供など、個人の状況に寄り添った支援を通して心の支えや新たなつながりが生まれています。



NP0法人
スポーツ健康支援センター
古徳さん

景観・歴史的風致形成事業のご案内

本事業は、対象地区内に建造物を所有する方などが、歴史的な街並みに調和した意匠に建造物を改築する際や、歴史的な建造物を活用するために行う内装工事などを実施する際に補助を行うもので、補助を受けた建造物を適正に管理いただくことが補助の条件の一つとなります。事業の認定につきましては、景観アドバイザーや協働のまちづくりファンド運営委員の意見を伺いつつ、事業の認定を行います。

景観・歴史的風致形成事業

対象事業	蔵や町家の保全・活用のほか、歴史的な意匠での新築・改築に助成を行う事業
対象者	物件所有者等
対象地域	歴史的風致地区等（別図参照）
補助率	3/4 以内（別表参照）
補助限度	700 万円（別表参照）

良好な景観の形成

- ・歴史的な街並みに調和した意匠での建造物の新築・改築
- ・建造物の外観の修景

歴史的建造物の保全・活用

- ・歴史的風致形成建造物の修繕
- ・歴史的風致形成建造物を活用するための内装工事

利用者の声



事業名称

琴平神社社務所外観改修工事
(R4実施)

事業概要

琴平神社社務所の壁面の青いトタンを周囲の景観に調和した木造鎧張りに改修したほか、戸袋の改修、サッシ金属部の塗装などを行いました。

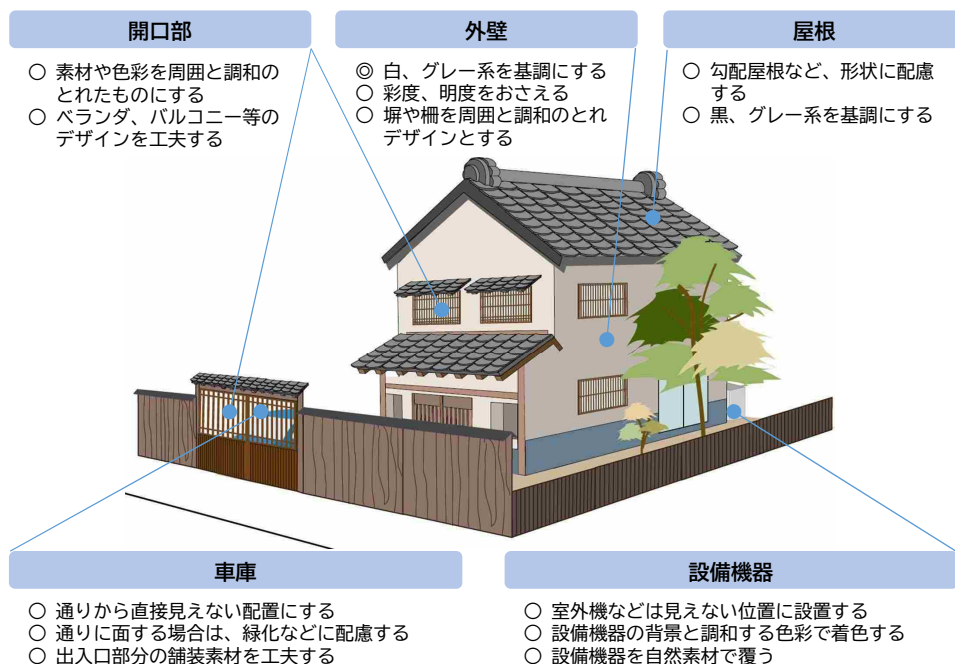
改修後の社務所は、周囲の景観に調和した建物になり、訪れる方々にとっても心地よい空間が生まれました。地域の文化と伝統を大切にしながら、より多くの人に親しまれる場所にしていきたいです。



土浦界限まちづくり研究会
伊藤さん

住宅の修景イメージ

「城下町とその周辺地区」では、歴史的な街並みに調和した和風の意匠による修景を促進します。



その他の修景例

ほかに以下のような工事も補助の対象になります。

駅前地区の修景例



壁面後退で生まれた空間を利用して賑わいを創出



建物全体を落ち着いた形態意匠、色彩でまとめる



低未利用地にポケットパークを設置

設備・外構等の修景例



外観を工夫し、周囲との調和を図る



街並みに配慮した自然素材を採用



周囲の景観に配慮した造りの目隠しを設置

景観・歴史的風致形成事業 補助金額

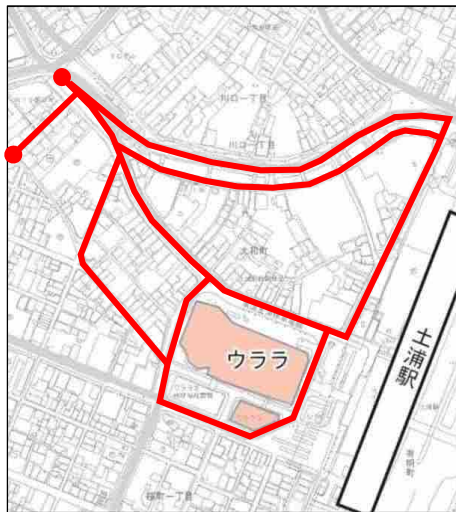
景観・歴史的風致形成事業の補助金額は、以下のとおりです。

地区	対象物件	対象行為	補助率	補助 限度額
①中城通り地区	景観重要建造物かつ歴史的風致形成建造物	・復旧、修理又は修景の工事 （耐震改修含む） ・一般公開をする場合は内装工事	3/4以内	700万円
	景観重要建造物または歴史的風致形成建造物	・復旧、修理又は修景の工事 （耐震改修含む） ・歴史的風致形成建造物で一般公開をする場合は内装工事	2/3以内	500万円
	建造物	・ファサードの修景工事	2/3以内	300万円
	門、塀、植栽等	・伝統的な形式により周辺の景観に調和した外構の新設又は復旧の工事	1/2以内	100万円
	広告物	・周辺の景観に調和したデザイン又は色彩とする修景工事等	1/2以内	30万円
	自動販売機、空調設備又は電気設備	・露出していることにより、景観を阻害している物件の除去又は修景の工事	1/2以内	30万円
②旧城下町とその周辺地区（①を除く）※1 「JR土浦駅周辺地区」国道125号線川口一丁目地先から亀城公園北交差点 ※1 「JR土浦駅周辺地区」内の指定路線沿い及び特に指定された路線 ※2	景観重要建造物かつ歴史的風致形成建造物	・復旧、修理又は修景の工事 （耐震改修含む） ・一般公開をする場合は内装工事	2/3以内	700万円
	景観重要建造物または歴史的風致形成建造物	・復旧、修理又は修景の工事 （耐震改修含む） ・歴史的風致形成建造物で一般公開をする場合は内装工事	1/2以内	500万円
	建造物 ※1	・ファサードの修景の工事	1/2以内	150万円
	建造物 ※2	・昭和初期までの伝統的工法で建築されたものの復旧、修理又は修景の工事 ・公開空地や緑地等を作るための建造物のファサードの工事	1/2以内	150万円
	門、塀、植栽等	・伝統的な形式により周辺の景観に調和した外構の新設又は復旧の工事	1/2以内	100万円
	広告物	・周辺の景観に調和したデザイン又は色彩とする修景工事等	1/2以内	30万円
	自動販売機、空調設備又は電気設備	・露出していることにより、景観を阻害している物件の除去又は修景の工事	1/2以内	30万円
③土浦市歴史的風致地区（①・②を除く）	歴史的風致形成建造物	・復旧、修理又は修景の工事 （耐震改修含む） ・一般公開をする場合は内装工事	1/2以内	500万円
④土浦市歴史的風致地区以外の地区	歴史的風致を形成する建造物	・復旧、修理又は修景の工事	1/2以内	150万円

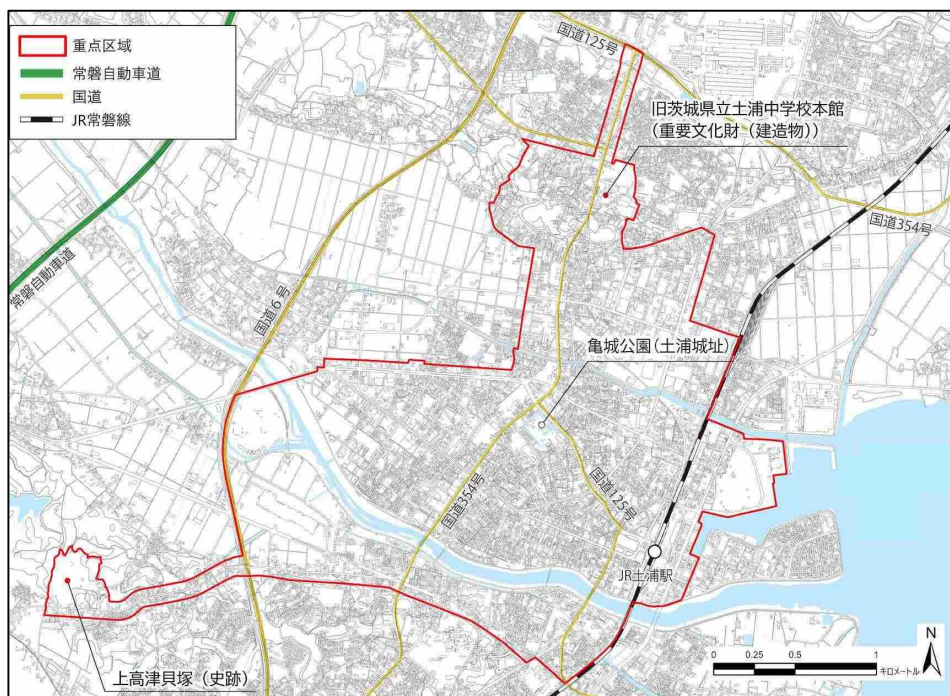
景観・歴史的風致形成事業 対象地区

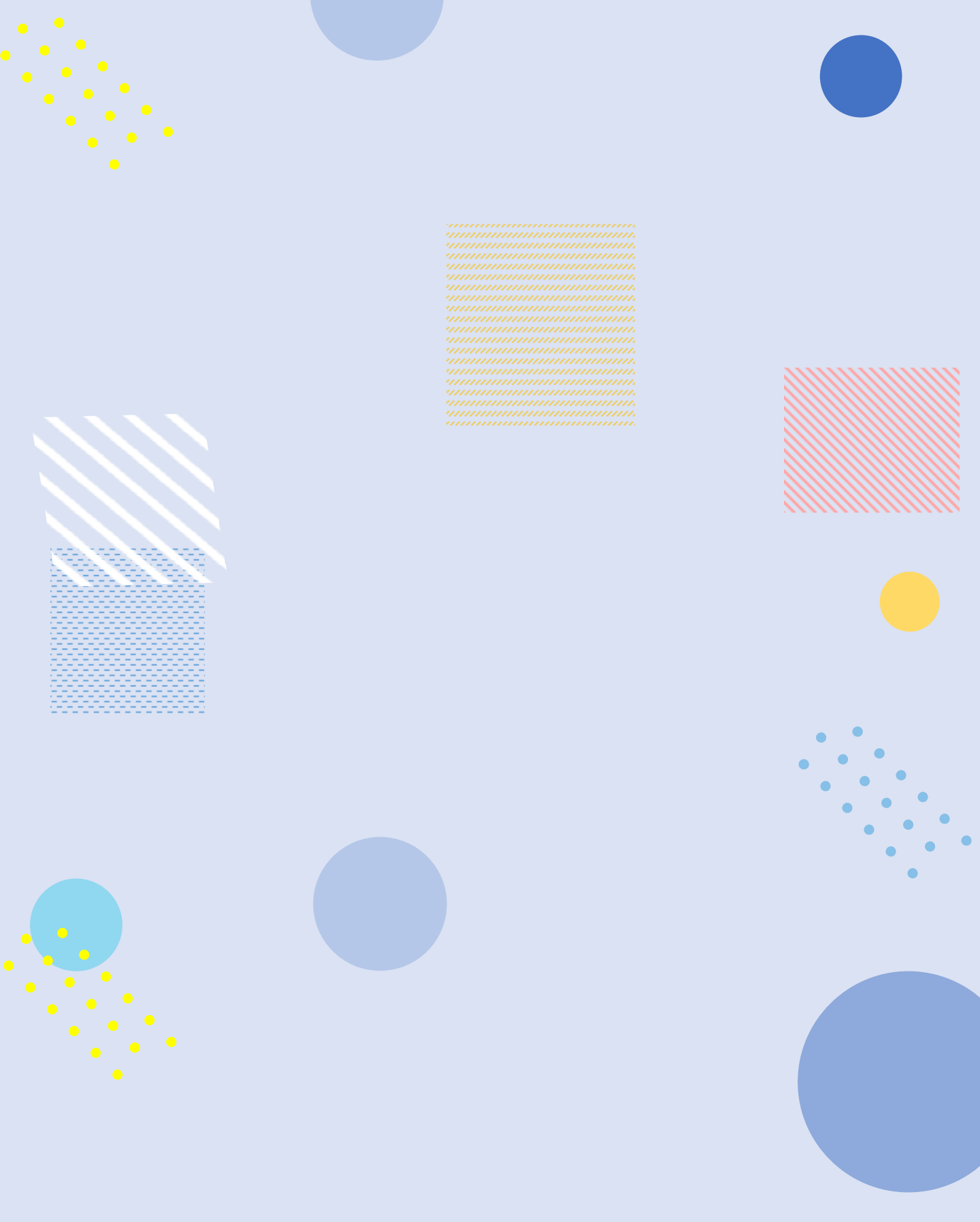
景観・歴史的風致形成事業の対象地区は、以下のとおりです。

- ①「中城通り地区」
- ②「旧城下町とその周辺地区」、
国道125号線川口一丁目地先から
亀城公園北交差点
- ③「JR土浦駅周辺地区」内の指定路
線沿い及び特に指定された路線



④ 土浦市歴史的風致地区





土浦市 都市計画課

〒300-8686 土浦市大和町9-1

TEL 029-826-1111

mail toshikei@city.tsuchiura.lg.jp